

( 市街化区域 ・ 市街化調整区域 )

# 事前協議書

都市計画法開発許可 ・ 要否判定  
 都市計画法立地判断 (新築・増築・用途変更)  
 宅地造成等規制法宅地造成工事許可 ・ 要否判定  
 建築基準法道路位置指定      その他 (                      )  
(該当するものを○で囲むこと)

岸和田市まちづくり推進部建設指導課

開発者住所氏名								TEL					
開発等の区域の名称		岸和田市											
設計者住所氏名		担当者											
開発等の区域面積								TEL					
用途地域地区		m <sup>2</sup>						予の 定 建 概 築 物 要					
用途地域地区		用途		戸数						戸			
宅造規制区	域	風致地区		生産緑地		その他				延面積	m <sup>2</sup>		
内	外	内	外	内	外					高さ	m		
接続道路		(種類) 国道・府道・市道・私道 (建基法第 条 項 号)											
		(名称) (幅員)						m					
		(種類) 国道・府道・市道・私道 (建基法第 条 項 号)											
		(名称) (幅員)						m					
水路		有 ・ 無				里道		有 ・ 無					
排水流末								都市計画施設					
土地の登記事項 証明書の地目		宅地・雑種地・農地・山林 その他 (                      )				農地転用許可等について		済 ・ 未					
土地の現況		建築物の有無		有 ・ 無		建築物があるときは その用途							

注) 上記□の中の事項について記入してください。

有効期限	返却日 (令和 年 月 日) から1年
備考	

受 付

別表（添付図書）

種 類	明 示 す べ き 事 項 等	縮 尺	開 発 許 可 都 市 計 画 法	規 宅 地 造 成 等 制 法 法 等	道 路 位 置 指 定	建 調 整 区 域 中 築 等 での
位 置 図	方位 開発等の予定地（朱線で囲む） 周辺土地利用状況	1 / 2,500 以上				
現 況 図	方位 開発等の区域、境界（朱線で囲む） 土地の地番、形状、地盤高、断面 開発区域に含まれる公共施設及び 都市計画施設の位置、形状	1 / 500 以上				
土地利用計画図	方位 開発等の区域、境界（朱線で囲む） 計画公共施設の位置、形状 予定建築物の用途、規模、位置	1 / 500 以上				
排水計画平面図	雨水、雑排水、汚水の経路	1 / 500 以上				
造成計画平面図 断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面、 地盤高 切土又は盛土の別 （切土：黄色 盛土：赤） 擁壁の位置	1 / 500 以上				
地籍図（公図）	色分け （里道：赤 水路：青 申請地：黄）					
土地の登記事項 証明書						
予定建築物の平 面図、立面図		1 / 100 又は 1 / 200				
S.45 年当時の土地の地目及び建物の有無がわかる 登記事項証明書 （固定資産税評価証明でも代用可能）						
その他必要と 認める図書						

## 注 意 事 項

- 1 . この事前協議は法に基づく申請に先だってあらかじめ開発等の計画の概要について、市長と協議し、指導を受けるものです。
- 2 . 開発等をしようとする者は、この協議書に必要事項を記入の上、別表に掲げる図書を添付してください。
- 3 . 法に基づく申請は、この協議書に定められた有効期間内に行ってください。万一、有効期間を経過した場合、事前協議書の効力がなくなることがありますので十分注意してください。
- 4 . 事前協議書の有効期間は、市が事前協議を返却した日から起算して1年です。
- 5 . この事前協議の内容が法令の改正により新しい法令に抵触することになったとき又は、大幅な変更のある場合は再度事前協議を必要とする場合があります。
- 6 . この事前協議が完了した場合であっても、法に基づく申請の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。